

令和7年度法務省体験プログラム実習期間・内容一覧

コース	研修課題	受入れ部署	実施場所	受入れ可能人数	受入れ時期	期間	受入れ期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望
A	国際法務に関する行政事務	大臣官房国際課	法務本省を予定	2	8～9月	4日間程度	・具体的な時期については別途調整。	・法務省に採用され、各局での勤務経験を経た後のキャリアの一つとして、国際課での勤務や、同課の役割、業務概要について学ぶ。 ・国際会議における日本の立場の発信の仕方について検討し、模擬国連審査を行う。 ・国際機関勤務者等へのインタビューを通して、国際機関における国際法務人材の活躍方策について検討し、プレゼンテーションを行う。	実務部署での執務型	Word, Excel, PowerPoint等を使用した資料作成スキルを有すること。 英語の語学能力を有していること。
B	国際研修実施業務及びそれに付随する事務	法務総合研究所国際協力部	法務総合研究所国際協力部、法務本省及び各関係機関(東京都千代田区周辺)	3～6人	8月	令和7年8月4日～13日(実働日8日間)	応募は当方指定の全期間で実習可能な者	ワークショップ等に参加する中で、支援対象国が直面している問題点を洗い出し、対策を検討し、レポートの作成・発表を行う。	ワークショップ型	Word、Excell、PowerPoint等基本的なパソコンスキルを身につけていること。 英語の語学能力を有することが望ましい(ただし必要条件ではない。) なお、各種英語の資格試験(TOEIC、TOEFL、IEITS、英検等)のスコアを有する場合には、応募用紙等に記載のこと。
C	国際研修実施業務及びそれに付随する業務	法務総合研究所国際連合研修協力部	国連アジア極東犯罪防止研修所	2～3名(霞が関インターンシップ参加者と合わせて6名以内)	8月～9月	5日間	応募は当方指定の全期間で実習可能な者	国際研修の聴講及び研修運営に関する事務を行うほか、刑事司法に関する課題について検討し、グループワーク等を行う。	ワークショップ型	・一部実習について、法務総合研究所国際協力部と合同実施とする場合あり。 ・英語の語学能力を有することが望ましい。
D	矯正施設の計画・設計	大臣官房施設課	法務本省	3名程度	8月～9月	5日間	具体的な時期については別途調整	業務説明と矯正施設の計画実習	ワークショップ型 ※タイプ3インターンシップに該当	大学又は大学院で、下記又は下記に類するいずれかの分野を専攻していること。 ・建築 ・電気電子情報工学 ・機械工学 ・環境工学

【住所】

法務本省(千代田区霞が関1-1-1)

法務総合研究所国際協力部(東京都昭島市もくせいの杜2-1-18)

国連アジア極東犯罪防止研修所(東京都昭島市もくせいの杜2-1-18)